

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子保健法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の2及び第12条各号列記以外の部分中「保健センター長」を「区役所若しくは区役所支所の子どもはぐくみ室長又は右京区役所京北出張所次長」に、「保健所長」を「市長」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分及び第16条中「保健所長」を「乳児の居住地を担当区域とする区役所若しくは区役所支所の子どもはぐくみ室長又は右京区役所京北出張所次長」に改める。

第7号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第9号様式注以外の部分及び第12号様式注以外の部分中「㊟」を削る。

第13号様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第14号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)